また、本件区間における代替案との比較については、バイパス一部現道利用ルート（以下「申請案」という。）と現道利用ルートについて検討が行われている。申請案と現道利用ルートを比較すると、申請案は、路線延長が短く周辺地域への利便性に優れること、また、構造物の延長は長いが、施工性に優れ事業費も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、主要幹線道路であるにもかかわらず、幅員狭小で線形不良箇所なども多く、歩道の整備もされていないことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、隠岐の島町の安全と活力ある島づくり協議会から本件事業の早期完成に強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　島根県隠岐郡隠岐の島町役場

○四国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び四百四十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦八一一二番一から同町日野浦八二八六番まで	前	一三・一九～一三四・三六	六六・九〇メートル
	後	一三・一九～一三四・三六	〇〇・四八六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　供用開始の区間　愛媛県上浮穴郡久万高原町日野浦八一一二番一から同町日野浦八二八六番まで

(二)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

(三)　供用開始の期日　平成二十三年九月二十八日

国会事項

衆議院

質問書提出

九月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県八重山採択地区における教科書採択に関する質問主意書（赤嶺政賢提出）

市区町村の学校設計における防災機能に関する質問主意書（木村太郎提出）

尖閣諸島沖で発生した我が国の海上保安船と中国漁船との衝突事件に係る報道等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

議案提出

九月二十六日議員から次の議案が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（上野ひろし発議）（参第1号）

質問主意書転送

九月二十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

東シナ海における日本と中国の資源開発に関する質問主意書（水野賢一提出）（第一九号）

六ヶ所及び東海再処理工場の高レベル放射性廃液の絶対的な安全管理に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二〇号）

人事異動

内閣

（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）経済産業事務官　新原　浩朗

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房地域活性化統合事務局次長を命ずる

（同）経済産業技官　安井　正也

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房地域活性化統合事務局次長を免ずる

（防衛省人事教育局人事計画・補任課長）防衛書記官　佐竹　基

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房行政改革推進室室員を命ずる

（同）同　森　佳美

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房行政改革推進室室員を免ずる（以上九月十二日）

（警察庁警備局付）警視正　武田　聡

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム空港危機管理官を命ずる

（同）同　杣岡　偉光

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム空港危機管理官を免ずる（以上九月十三日）

内閣府本府参与　湯浅　誠

内閣官房震災ボランティア連携室長を免ずる

（厚生労働省大臣官房審議官（年金担当））厚生労働事務官　蒲原　基道

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（同）同　今別府敏雄

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房房副長官補付））内閣事務官　安田　充

内閣官房震災ボランティア連携室次長を免ずる

（同）同　深田　修

厚生労働省に出向させる

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長を免ずる

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　田河　慶太

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房新型インフルエンザ等対策室長を命ずる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　川中　邦男

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房地域活性化統合事務局参事官を命ずる

（海上保安庁警備救難部警備課長）海上保安官　岩並　秀一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる